

帯広市市民活動交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第27号

帯広市市民活動交流センター条例の一部を改正する条例

帯広市市民活動交流センター条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（交流センターの位置に関する特例）

- 3 交流センターの位置は、第2条の規定にかかわらず、当分の間、帯広市西4条南9丁目とする。

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。